

公開買付説明書の訂正事項分

2025 年 4 月

ニデック株式会社

(対象者：株式会社牧野フライス製作所)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	ニデック株式会社
【届出者の住所又は所在地】	京都市南区久世殿城町338番地
【最寄りの連絡場所】	京都市南区久世殿城町338番地
【電話番号】	(075) 280-7250
【事務連絡者氏名】	企業戦略室 末吉伸史、藤野絵弥子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	ニデック株式会社 (京都市南区久世殿城町338番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ニデック株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社牧野フライズ製作所をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注8) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注9) 公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者及び対象者の各財務アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付け期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買い付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年4月4日付で提出した公開買付届出書につきまして、①対象者が2025年4月10日付で「第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保すべきことに鑑みたニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(反対)のお知らせ」を公表したこと、②対象者が2025年4月10日付で「買収への対応方針(時間確保措置)に基づく新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定、及び、株主意思確認を第86回定時株主総会において行うことのお知らせ」を公表したことに伴い、記載の一部を修正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

V. 2024年12月27日付プレスリリース公表以降の経緯

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

V. 2024年12月27日付プレスリリース公表以降の経緯

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、本特別委員会より、2025年1月15日、対象者が同日付で公表した「特別委員会による要望書送付のお知らせ」のとおり、公開買付けの開始日の延期及び買付予定数の下限の引上げを要請することを含む「公開買付けの開始予定時期及び買付予定数に係る要望書」の交付を受けました。これを受け、公開買付者は、本特別委員会に対し、2025年1月17日、公開買付者が公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード：6135)の特別委員会からの要望書につきまして」のとおり、当該要望書に対する回答として「貴委員会から受領した要望書につきまして」と題する、当該要望書に関する公開買付者の認識及び理解をご説明する書面を提出いたしました。その後、公開買付者は、本特別委員会より、2025年1月22日、対象者が同日付で公表した「特別委員会による再要望書送付のお知らせ」のとおり、再度、公開買付けの開始日の延期及び買付予定数の下限の引上げを要請することを含む「2025年1月17日付け貴社書簡に対する見解及び再度の要望について」と題する要望書の交付を受けました。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年1月27日、公開買付者が公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード：6135)の特別委員会より受領した再要望書への回答について」のとおり、当該要望書に対する回答として「貴委員会から受領した再要望書につきまして」と題する、当該要望書に関する公開買付者の認識及び理解をご説明する書面を提出いたしました。更に、公開買付者は、対象者取締役会より、2025年1月31日、対象者が同日付で公表した「当社取締役会からニデック株式会社に対する要請書の送付に関するお知らせ」のとおり、公開買付けの開始予定時期の延期及び下限の引上げを要請することを含む「当社取締役会から貴社取締役会に対する要請書」の交付を受けました。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年2月5日、公開買付者が公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード：6135)取締役会から受領した要請書に対する回答書提出に関するお知らせ」のとおり、当該要請書に対する回答として「貴社取締役会から受領した要請書につきまして」と題する回答書を提出し、対象者取締役会の要請に関する公開買付者の認識及び理解は本特別委員会に対して既に詳細に説明しているため、かかる説明を確認いただきたい旨を回答いたしました。その後、公開買付者は、対象者取締役会より、2025年3月10日、対象者が同日付で公表した「第三者からの当社の完全子会社化を目的とした初期的意向表明書の受領及びニデック株式会社からの買収提案に対する再要請書の送付について」のとおり、公開買付けの開始予定時期の延期及び下限の引上げを要請することを含む「第三者からの当社の完全子会社化を目的とした初期的意向表明書の受領及び公開買付けの開始予定時期等に係る再要請について」の交付を受けました。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年3月14日、公開買付者が公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード：6135)から受領した再要請書に関する当社の検討状況について」のとおり、当該要請書に関する検討状況を説明した書面を提出し、対象者の要請について真摯に検討を重ねている旨を回答いたしました。その後、公開買付者は、2025年3月18日、対象者より、2025年3月19日の対象者の営業時間終了時である16時45分までに、対象者の要請に対して回答するよう依頼を受けました。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年3月19日、公開買付者が公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード：6135)から受領した再要請書に関する当社の検討状況について(2)」のとおり、当該要請書に関する検討状況を説明した書面を提出し、対象者の要請について引き続き真摯に検討を重ねている旨を回答いたしました。そうしたところ、対象者取締役会は、2025年3月19日、対象者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいいます。)を決定し、本公開買付けへの対応方針(以下「本対応方針」といいます。詳細については、対象者が2025年3月19日付で公表した「ニデック株式会社による当社株式に係る公開買付け(予告)につき、第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保することのみを目的とする、当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針(買収への対応方針)の導入に関す

るお知らせ」をご参照ください。)を導入することを決議し、その旨を公表しました。公開買付者としては、2025年4月3日現在において、対象者やその株主の皆様の本取引に係る検討期間等に関する考え方について、公開買付者と対象者との間で大きな相違があることなどを踏まえると、本対応方針が導入されたことは公開買付けの開始日を延期すべき合理的な理由にはならず、合理的な理由なく本公開買付けの開始を延期することは市場の混乱を招来すると考えられるため、2024年12月27日付プレスリリースにて公表したとおり、2025年4月4日に本公開買付けを開始することといたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、本特別委員会より、2025年1月15日、対象者が同日付で公表した「特別委員会による要望書送付のお知らせ」のとおり、公開買付けの開始日の延期及び買付予定数の下限の引上げを要請することを含む「公開買付けの開始予定時期及び買付予定数に係る要望書」の交付を受けました。これを受け、公開買付者は、本特別委員会に対し、2025年1月17日、公開買付者が公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード：6135)の特別委員会からの要望書につきまして」のとおり、当該要望書に対する回答として「貴委員会から受領した要望書につきまして」と題する、当該要望書に関する公開買付者の認識及び理解をご説明する書面を提出いたしました。その後、公開買付者は、本特別委員会より、2025年1月22日、対象者が同日付で公表した「特別委員会による再要望書送付のお知らせ」のとおり、再度、公開買付けの開始日の延期及び買付予定数の下限の引上げを要請することを含む「2025年1月17日付け貴社書簡に対する見解及び再度の要望について」と題する要望書の交付を受けました。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年1月27日、公開買付者が公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード：6135)の特別委員会より受領した再要望書への回答について」のとおり、当該要望書に対する回答として「貴委員会から受領した再要望書につきまして」と題する、当該要望書に関する公開買付者の認識及び理解をご説明する書面を提出いたしました。更に、公開買付者は、対象者取締役会より、2025年1月31日、対象者が同日付で公表した「当社取締役会からニデック株式会社に対する要請書の送付に関するお知らせ」のとおり、公開買付けの開始予定時期の延期及び下限の引上げを要請することを含む「当社取締役会から貴社取締役会に対する要請書」の交付を受けました。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年2月5日、公開買付者が公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード：6135)取締役会から受領した要請書に対する回答書提出に関するお知らせ」のとおり、当該要請書に対する回答として「貴社取締役会から受領した要請書につきまして」と題する回答書を提出し、対象者取締役会の要請に関する公開買付者の認識及び理解は本特別委員会に対して既に詳細に説明しているため、かかる説明を確認いただきたい旨を回答いたしました。その後、公開買付者は、対象者取締役会より、2025年3月10日、対象者が同日付で公表した「第三者からの当社の完全子会社化を目的とした初期的意向表明書の受領及びニデック株式会社からの買収提案に対する再要請書の送付について」のとおり、公開買付けの開始予定時期の延期及び下限の引上げを要請することを含む「第三者からの当社の完全子会社化を目的とした初期的意向表明書の受領及び公開買付けの開始予定時期等に係る再要請について」の交付を受けました。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年3月14日、公開買付者が公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード：6135)から受領した再要請書に関する当社の検討状況について」のとおり、当該要請書に関する検討状況を説明した書面を提出し、対象者の要請について真摯に検討を重ねている旨を回答いたしました。その後、公開買付者は、2025年3月18日、対象者より、2025年3月19日の対象者の営業時間終了時である16時45分までに、対象者の要請に対して回答するよう依頼を受けました。これを受け、公開買付者は、対象者に対し、2025年3月19日、公開買付者が公表した「株式会社牧野フライス製作所(証券コード：6135)から受領した再要請書に関する当社の検討状況について(2)」のとおり、当該要請書に関する検討状況を説明した書面を提出し、対象者の要請について引き続き真摯に検討を重ねている旨を回答いたしました。そうしたところ、対象者取締役会は、2025年3月19日、対象者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいいます。)を決定し、本公開買付けへの対応方針(以下「本対応方針」といいます。詳細については、対象者が2025年3月19日付で公表した「ニデック株式会社による当社株式に係る公開買付け(予告)につき、第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保することのみを目的とする、当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針(買収への対応方針)の導入に関す

るお知らせ」をご参照ください。)を導入することを決議し、その旨を公表しました。公開買付者としては、2025年4月3日現在において、対象者やその株主の皆様の本取引に係る検討期間等に関する考え方について、公開買付者と対象者との間で大きな相違があることなどを踏まえると、本対応方針が導入されたことは公開買付けの開始日を延期すべき合理的な理由にはならず、合理的な理由なく本公開買付けの開始を延期することは市場の混乱を招来すると考えられるため、2024年12月27日付プレスリリースにて公表したとおり、2025年4月4日に本公開買付けを開始することといたしました。

その後、対象者が2025年4月10日付で公表した「第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保すべきことに鑑みたニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(反対)のお知らせ」(以下「2025年4月10日付反対意見表明プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2025年4月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが、①対象者の株主の皆様が第三者提案や2025年3月期に係る対象者の決算発表の内容を検討した上で公開買付者の提案の是非につき適切な判断をするために合理的に必要な時間を確保せずに開始されたものであり、株主の皆様これらの検討の機会を与えないまま本公開買付けに応募するか否かを決定させるものであること、及び②本公開買付けの条件には相当程度の強圧性が存する具体的な疑いがあり、本公開買付けの条件が株主の皆様共同の利益を害するものであっても、応募せざるを得ない状況を生むものであることから、本公開買付けに反対することを決議したとのことです。また、対象者が2025年4月10日付で公表した「買収への対応方針(時間確保措置)に基づく新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定、及び、株主意思確認を第86回定時株主総会において行うことのお知らせ」(以下「2025年4月10日付本対抗措置プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2025年4月10日開催の対象者取締役会において、(i)本対応方針に基づき、対象者の独立社外取締役全員を含む対象者取締役全員の一致により、2025年4月10日付本対抗措置プレスリリースの別紙1に記載の第1回A新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))を株主の皆様は無償で割り当てること(以下「本対抗措置」といいます。)、(ii)2025年6月26日を本新株予約権の無償割当てに係る基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様と定めること、及び(iii)本対抗措置の発動について株主の皆様の意思を確認するため、2025年6月に開催予定の対象者定時株主総会を株主意思確認総会として、本対抗措置の発動について株主の皆様意思を確認する議案を付議することを決議したとのことです。

公開買付者は、対象者の上記の決議内容を踏まえ、本公開買付けの成立に向けて引き続き必要な対応を行ってまいります。

対象者の意見の内容、根拠及び理由並びに本対抗措置の詳細については、2025年4月10日付反対意見表明プレスリリース及び2025年4月10日付本対抗措置プレスリリースをご参照ください。

<後略>